

令和 4 年 第 1 回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

その 3

令和 4 年 3 月 1 5 日 提出

目

次

議案第 29 号	令和 3 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 12 号) -----	1
議案第 30 号	茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条 例の一部を改正する条例 -----	1 3
議案第 31 号	茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改 正する条例 -----	1 5

令和 3 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 12 号）

令和 3 年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 78,086 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 89,500,254 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 3 月 15 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		34,072,797	2,132,385	36,205,182
	1 市民税	15,803,693	1,926,413	17,730,106
	2 固定資産税	13,574,143	205,972	13,780,115
16 県支出金		6,290,930	77,496	6,368,426
	2 県補助金	1,386,338	77,496	1,463,834
20 繰越金		4,159,266	590	4,159,856
	1 繰越金	4,159,266	590	4,159,856
22 市債		5,343,112	△2,132,385	3,210,727
	1 市債	5,343,112	△2,132,385	3,210,727
歳 入 合 計		89,422,168	78,086	89,500,254

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		11,407,380	78,086	11,485,466
	1 保健衛生費	7,531,944	78,086	7,610,030
8 土木費		5,523,335	0	5,523,335
	4 都市計画費	3,107,554	0	3,107,554
歳 出 合 計		89,422,168	78,086	89,500,254

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	2 清掃費	収集車等購入経費	5,354
8 土木費	4 都市計画費	都市防災推進事業	1,776

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路整備事業	1,346	13,712
		狭あい道路整備事業	17,310	23,544

第 3 表 地 方 債 補 正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
臨 時 財 政 対 策 債	2,743,012	610,627
計	5,343,112	3,210,727

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 市税	34,072,797	2,132,385	36,205,182
16 県支出金	6,290,930	77,496	6,368,426
20 繰越金	4,159,266	590	4,159,856
22 市債	5,343,112	△2,132,385	3,210,727
歳 入 合 計	89,422,168	78,086	89,500,254

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費	11,407,380	78,086	11,485,466
8 土木費	5,523,335	0	5,523,335
歳 出 合 計	89,422,168	78,086	89,500,254

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
78,086	0	0	0
△590	0	0	590
77,496	0	0	590

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
1 市税	34,072,797	2,132,385	36,205,182
1 市民税	15,803,693	1,926,413	17,730,106
1 個人	14,966,143	1,760,285	16,726,428
2 法人	837,550	166,128	1,003,678
2 固定資産税	13,574,143	205,972	13,780,115
1 固定資産税	13,485,714	205,972	13,691,686
16 県支出金	6,290,930	77,496	6,368,426
2 県補助金	1,386,338	77,496	1,463,834
3 衛生費県補助金	404,782	78,086	482,868
5 土木費県補助金	35,561	△590	34,971
20 繰越金	4,159,266	590	4,159,856
1 繰越金	4,159,266	590	4,159,856
1 繰越金	4,159,266	590	4,159,856
22 市債	5,343,112	△2,132,385	3,210,727
1 市債	5,343,112	△2,132,385	3,210,727
7 臨時財政対策債	2,743,012	△2,132,385	610,627
歳 入 合 計	89,422,168	78,086	89,500,254

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 現年課税分	1,760,285	1 均等割 2 所得割	30,387 1,729,898
1 現年課税分	166,128	2 税割	166,128
1 現年課税分	205,972	2 償却資産分	205,972
1 保健衛生費補助金	78,086	10 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）	78,086
1 土木管理費補助金	△590	1 市町村地域防災力強化事業費補助金	△590
1 前年度繰越金	590	1 前年度繰越金	590
1 臨時財政対策債	△2,132,385	1 臨時財政対策債	△2,132,385

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
4 衛生費	11,407,380	78,086	11,485,466		
1 保健衛生費	7,531,944	78,086	7,610,030		
2 予防費	3,034,862	78,086	3,112,948	県支出金	78,086
8 土木費	5,523,335	0	5,523,335		
4 都市計画費	3,107,554	0	3,107,554		
1 都市計画総務費	2,697,080	0	2,697,080	県支出金	△590
				一般財源	590
歳 出 合 計	89,422,168	78,086	89,500,254		

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び交付金	78,086	80 新型コロナウイルス感染症対策事業費 78,086

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額				
		補正前の額	補 正 額	計	補 正 前	補 正 後
3 そ の 他	28,738,060	2,743,012	△ 2,132,385	610,627	28,920,121	26,787,736
(2) 臨時財政 対 策 債	28,201,641	2,743,012	△ 2,132,385	610,627	28,555,207	26,422,822
合 計	66,056,384	6,131,012	△ 2,132,385	3,998,627	67,243,629	65,111,244

茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年茅ヶ崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 雑則（第 30 条）」を

「第 5 章 任命権者が講ずべき措置等（第 30 条・第 31 条）
第 6 章 雑則（第 32 条）」に改める。

第 2 条第 4 号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第 26 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 30 条を第 32 条とする。

第 5 章を第 6 章とし、第 4 章の次に次の 1 章を加える。

第 5 章 任命権者が講ずべき措置等

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 30 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして規則で定める事実を申し出たときは、規則で定めるところにより、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 31 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 3 月 15 日提出

提案理由

本案は、国家公務員に準じて、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を任命権者に義務付けることとするため提案する。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市国民健康保険条例（昭和 34 年茅ヶ崎市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条中「630,000 円」を「650,000 円」に改める。

第 31 条中「190,000 円」を「200,000 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 22 条及び第 31 条の規定は、令和 4 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 3 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和 4 年 3 月 15 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料の賦課限度額を引き上げることとするため提案する。